区のおしらせ No.434

昭和50年2月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

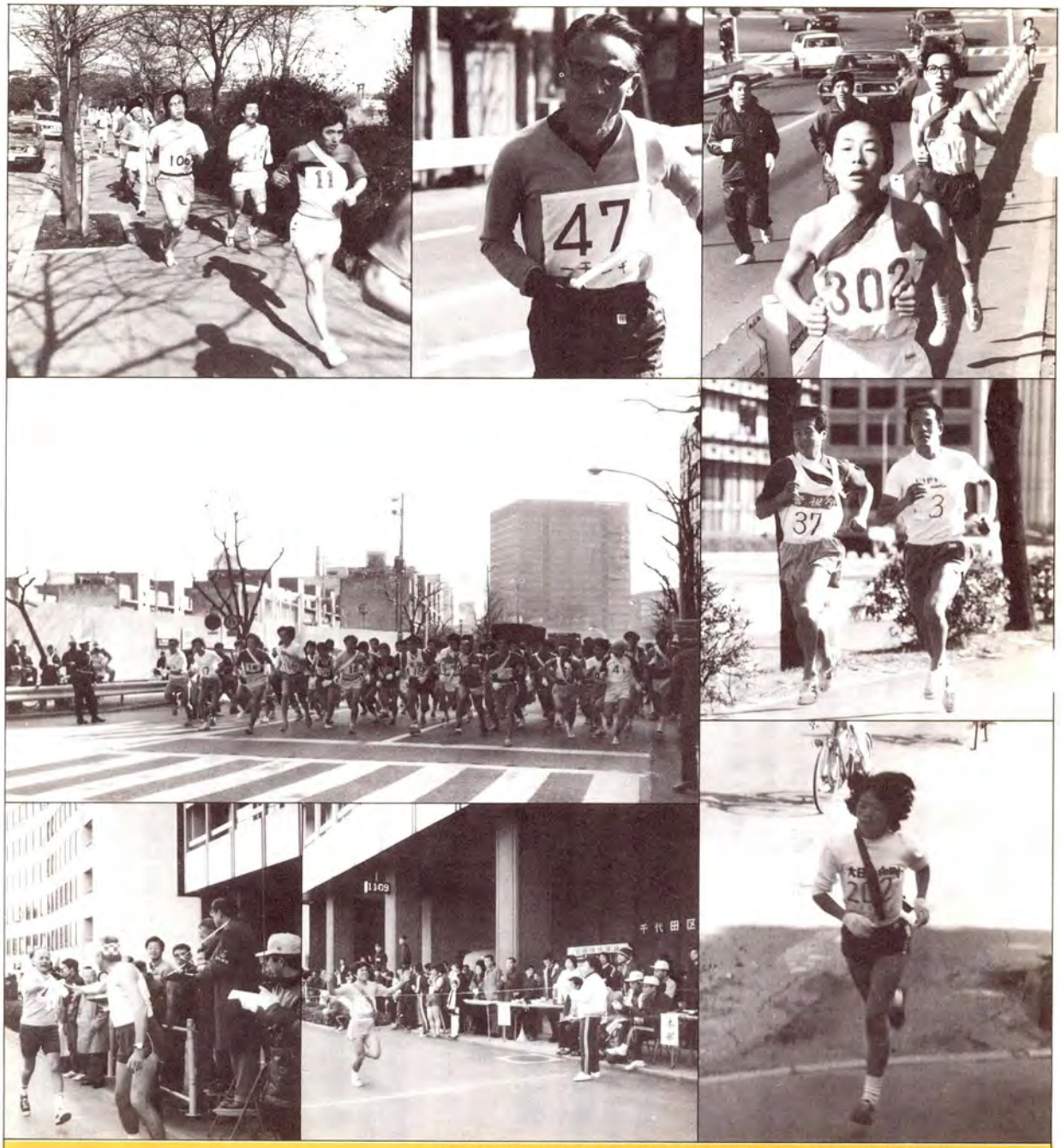

—内濠周回駅伝大会—

今年で第25回を迎えた内濠周回駅伝大会は、2月9日(日)一般・高校・青年・中学の部合せて75チームが参加して行なわれました。参加チームの中には、女子チームや青い目のチームもありました。

入学や就職シーズンをひかえ
生活資金を区が融資します

入学や進学、就職など、これから春先にかけて何かと出費のかさむ時期になります。急にお金が必要になったが借りるあてがない、こんなときの用意に区の「応金資金貸付」「勤労者生活資金融資」をご利用ください。応急資金は無利息、勤労者生活資金の本人負担分の利息は六%です。

●応急資金の貸付・・・
無利子、一〇万円まで

進学や就職のシーズンを控え、何かとお金のいる時期になりました。こんなときの準備に区の「応急資金」をご利用ください。

「応急資金」は、進学・就職の準備はもちろん、病気やけが・慶弔時など急にお金が必要になったが借りる当てがないというひとに区が応急的に無利子で資金をお借しする制度です。

貸付額は十万円までですが、災害の場合には二十万円までお貸しします。

借りられるひと

独立の生計を営んでいる世帯主で、千代田区に三か月以上住んでいるひと（生活保護世帯は除かれます。）

手続き

福祉課福祉係（区役所二階）の窓口で申込用紙の交付を受け、氏名・住所・職業・家族状況などを記入、捺印し申込んでください。この際、区内在住の保証人一名を立ててください。申込んでから一週間以内でお貸しします。

返済方法

貸付けを受けた翌月から六か月据置き、二十か月以内の分割払いです。

問合せ 福祉課厚生係

中小企業の勤労者に
二〇万円まで融資

区内の中小企業に働いているひとに、冠婚葬祭・教育・出産・病気など生活の上でお金が必要になったとき、区が生活資金の融資のあっせんを行っています。

借りられるひと

①区内の中小企業に一年以上勤めている満二〇才以上のひと。

②確実な保証人がいること。

貸付限度額 二〇万円

申込方法

商工課の窓口で申請書の交付を受け、必要事項を記入し、保証人の署名、捺印のうえ窓口へ提出してください。係で審査の後金融機関（労働金庫一ツ橋支店）に送られ、融資が決まると金融機関から本人に連絡されます。

返済方法

一か月据置後、二十二か月元利均等償還。

利率

十一%ですが、うち本人負担分は六%。五%は区で負担します。

問合せ

商工課融資担当 内線六二一

からだの不自由な方の
航空運賃が割引に

からだの不自由なひとが飛行機で旅行する場合、本人と付添一人までの運賃が割引になります。どうぞご利用ください。

割引運賃

普通大人片道運賃の二五%割引

適用区間

日本航空・全日本空輸・東亜国内航空・南西航空・日本近距離航空の各定期国内線の全区間

資格

身体障害者手帳（国鉄旅客運賃減額欄に第一種と記入してあるもの）を持っている身体障害者で、本人と付添人一名まで適用になります。

購入方法

航空券を購入するとき、航空会社（指定代理店を含む）に身体手帳を示してください。

千代田区
二十八周年記念式

三月十五日、千代田区が発足して二十八年目を迎えます。

区では、これを記念してつぎのとおり式典を開催します。

とき 三月十五日（土） 午後一時から

ところ 千代田区公会堂

式典 式辞・表彰（区政に功労のあったひとびとが表彰されます）

生活用品交換（即売）会

●2月26日区役所で

まだまだ充分に利用できる品物をあつめた生活用品交換（即売）会が開かれます。

思わぬ値段で思わぬ品物が見つかるかも知れません。

どうぞ、ご近所お誘い合ってお出かけください。

とき 二月二十六日（水）午前十時から午後三時

会場 区役所十階会議室

出品物 衣類・雑貨・食料品（カン詰・砂糖など）

問合せ 環境課環境係

特別区制度の改正

都区財政調整制度（その一）

⑤

四月から、保健所の仕事や都市計画などたくさんの仕事が都の仕事から区の仕事になることは、このシリーズでもお知らせしてきました。

これらの仕事をするには、それだけのお金、つまり〝財源〟が必要になります。

ですから、区にとっては今後どのようにして財源を確保するかということが大きな問題となります。

仕事に見合った財源をどのようにして確保するかという「財政権の強化」についての問題を、今回と次回の二回にわたって掲載します。

財政制度はたしかにむづかしい制度です。区民にとって納める税金に変りがない以上、極端にいえば〝関係ない〟ことかもしれません。しかし、行政に必要な経費は税金でまかなわれ、行政のうらづけとなるのは財源です。結局、財政の問題は区民生活に密接に関係していることなのです。

そこで、今回は現在の財政のあらましを、次回では四月から改正される点についてお知らせします。

都区財政調整制度

特別区の財政の特徴は、都が都と区および区と区の間の財源を調整している「都区財政調整制度」があるということです。そして、この制度は四月以後も存続されます。

この制度は東京という大都市のなかで各区が一定水準の行政ができるように財源の保障と配分をするためのものです。

たとえば、同じ二十三区内に住んで、同じ税金を納めているのに財政のバラツキのためにある区ではできることが、他の区ではできないというようなことがあっては困まるわけです。

そこで財源を配分して、各区の財源を保障する必要があるわけです。

財政調整のための財源

行政に必要な経費は税金でまかなわれています。そして市町村の課税できる税金には市町村民税、固定資産税、市町村民税法人分などいくつかの種類があり、その税金を市町村行政に必要な財源に充てています。

原則として市なみの自治体である特別区もその例外でなく、税金をその財源としています。

ただ一般の市と違う点は、一般の市では市の財源となっている固定資産税、特別区民税法人分、特別土地保有税を特別区の区域では都が課税しています。これを図であらわすと図①のようになります。

これは消防、上下水道、清掃など本来区で行う仕事を都が行なっているためです。

そして、本来は区の税金でありながら都が課税している固定資産税、特別区民税法人分、特別土地保有税を調整三税と呼び、この三税の合計した税額の一定割合と特別区からの納付金が財政調整の財源にあてられています。

図①

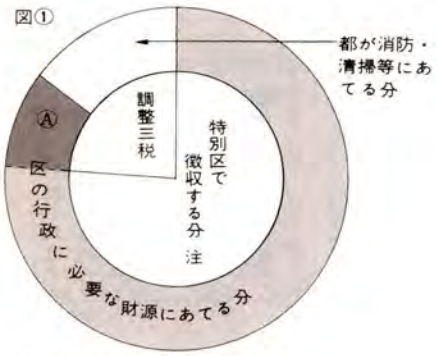

注：特別区で徴収する分：特別区民税個人分、軽自動車税、電気税、ガス税、自動車重量税、たばこ消費税、自動車取得税交付金

財政調整のしくみ

つぎに、図①で表わした調整三税の一定割合額Ⓐを各区に配分する方法はどうするのでしょうか。

まず、都が各区ごとに施設の建設や管理する費用、人件費などを二十三区のバランスを考慮しながら各区ごとに算定します。この額を基準財政需要額といいます。

つぎに各区の税収について算定します。この額を基準財政収入額といいます。

そして、収入額より需要額が多い場合にはⒶの部分から交付金として都から交付され、その逆に収入額が需要額より多い場合は納付金としてⒶの調整財源となるわけです。（図②）

このようなしくみで特別区の行政水準と財政の均衡を保ち、二十三特別区は大都市の一体性を確保しながら運営されてきたわけです。

図② 納付金を納付する場合

基準財政収入額（特別区税の税収）	
基準財政需要額（仕事の量）	納付金

交付金を交付される場合

基準財政収入額	交付金
基準財政需要額	

「住みよいまちづくり」を話し合う

和泉橋地区懇談会

和泉橋出張所では、昨年九月に開催した地区懇談会のときに、集ったひとからの発言の多かった再開発の問題をテーマとして、第二回目の地区懇談会をつぎのとおり開きます。

とき 三月七日（金） 午後六時から

ところ 和泉橋区民会館

テーマ 「住みよい街づくり」

はじめに区役所建築部の再開発担当者から〝再開発のすすめ方〟についての説明があり、引続き懇談会を行なう予定です。

統一地方選挙 ③

この一票選ぶ力がくらしをまもる

4月13日 都知事選挙

4月27日 区議会議員選挙 区長選挙

四月に行われる統一地方選挙は今までと違う点があります。

まず第一に、区長の選挙が二十四年ぶりに復活したことです。

これまでの区長の選任方法は、区議会が都知事の同意を得て選任することになっていましたが、地方自治法の改正により、四月からは、区民のみなさんが直接区長を選ぶことができるようになったわけです。

第二は、都知事選挙と区議会議員選挙を同じ日に行なっていたものを二回に分け、都知事選挙は四月十三日（日）に、区議会議員選挙は区長選挙と合わせて四月二十七日（日）にそれぞれ行われることになりました。

したがって、前回までは投票所に一度足を運ぶだけでよかったのですが、今回は二回足を運ぶことになります。

みなさんの大切な一票をむだにすることなく、ぜひ投票するように、今から心がけておきましょう。

重度身体障害者のかたは郵便で投票できます

このシリーズのはじめにお知らせしたとおり、こんどの統一地方選挙から重度身体障害者の方が、郵便によって投票ができるようになりました。この郵便投票の方法などをもう一度簡単に説明します。

●郵便投票のできるひと

区分	身体障害者		戦傷病者	
種別・等級	一種一級および二級	一種一級および三級	特別項症～第二項症	特別項症～第三項症
障害者	肢体不自由（両下肢・体幹）	内部疾患（心臓・腎臓・呼吸器）	肢体不自由（両下肢・体幹）	内部疾患（心臓・腎臓・呼吸器）

●郵便投票の方法

1　まず、証明書の交付申請を

郵便投票証明書の交付を次の手続きによって申請し、交付を受けてください。

①申請書（用紙は選挙管理委員会事務局にあります）に本人が署名して身体障害者手帳または戦傷病者手帳を同封して、選挙管理委員会事務局（区役所内）宛に郵送する。

②選挙管理委員会で書類を審査し、該当すれば郵便投票証明書を本人に郵送します。

2　投票のしかたは次の順序です。

①投票日の四日前までに、本人の署名した請求用紙に郵便投票証明書を同封して、選挙管理委員会事務局あて郵送する。代理人が請求する場合は、代理人が持参する。

②選挙管理委員会から折返し本人に、投票用紙と投票用封筒を郵送。

③投票用紙に候補者名を記載して投票用封筒に入れ封をし、その表面に「投票の記載年月日と場所」を書いて署名したうえ、更にこれを普通の封筒に入れ「投票在中」と明記して選挙管理委員会事務局に郵送する。

●郵便投票証明書の請求

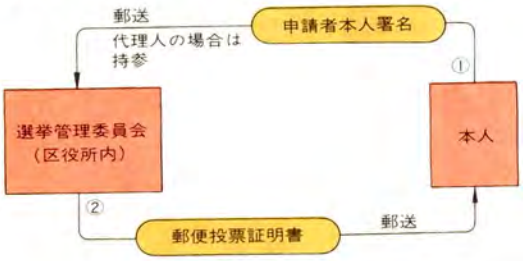

●郵便投票の方法

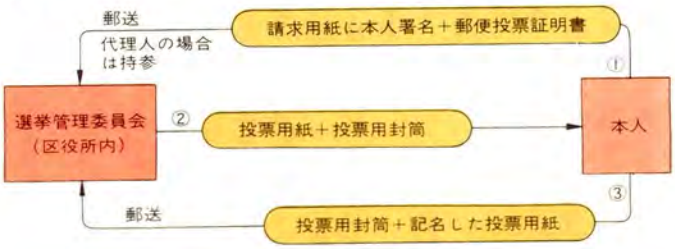

選挙についての問合せは

千代田区選挙管理委員会

（九段下区役所3階）

TEL 264-0151

旧警防団員に特別支出金

2月末までに請求を

戦時中、防空に従事して死傷した警防団員またはその遺族のひとに、特別支出金が支給されます。

次に該当する方は、二月末日までに申請してください。

受給資格

1 防空に従事し、死亡した警防団員の遺族

2 防空に従事し、この為、負傷または疾病にかかった警防団員

3 旧防空従事者扶助令による扶助金を受けていないこと

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護法の改正（昭和四十九年改正）前の援護を受けていないひと

以上1～4の受給資格者で、この特別支出金を受けていないひと

支給金額

死亡……七万円、傷病……五万円

申請方法

前記受給資格に該当するひとは、防災課防災対策係（区役所四階）まで申出てください。

申請締切日

昭和五十年二月二十八日まで

問合せ　防災課防災対策係

老人のお世話をする職員募集（女子）

かねて建設中の区立老人福祉センターが、この四月に開館されることになりました。区ではいま、この老人福祉センターで、ねたきり老人の入浴のお世話や浴室の見まわり、その他利用者への奉仕作業に当たる職員を募集しています。

募集人員　若干名

勤務場所　区立老人福祉センター（千代田区神田神保町二―二〇）

応募資格　昭和十一年三月十六日以降に生まれた女のひと

給与　三十五歳のひとの場合、約十万一千円（手当・税込み）

このほかに、扶養手当、通勤手当、住居手当などが加算されます。

選考方法

(1)面接・書類審査

(2)健康診断

採用予定　昭和五十年三月十五日付

応募先・問合せ　三月六日までに履歴書（写真添付）を総務課人事係まで提出してください。

五年年金の請求はお早めに

国民年金の五年年金の請求はおすみですか。

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれたひとを対象としたこの年金も、五年が経過していよいよ給付がはじまります。

まだ手続きをしていないひとは、早めに給付手続を済ませてください。

なお、かけ金納付が終っても、六十五歳に達していないひとは、六十五歳になった翌日から支給が始まります。

問合せ　国民年金課適用係

〝生活の一部にしよう火の点検〟

2月28日＝3月13日 春の火災予防運動

2月28日＝3月6日　車輌船舶火災予防

3月7日＝13日　一般火災予防

二月二十八日から三月十三日までは〝春の火災予防運動〟です。

春さきは空気が乾燥しているうえ強風が吹き、火災の発生し易い季節です。最近は特に都市ガスやプロパンガスによる事故が目立って増えています。また、たばこの火の不始末が原因の火災が一向に減りません。つぎのことに十分気をつけましょう。

●暖房器具は安全チェックをして正しく使いましょう。

●タバコの投捨てはやめましょう。

●寝タバコはやめましょう。

千鳥ヶ淵ボート場が開場します

冬の間休場していた、区営の千鳥ヶ淵ボート場が、三月一日から開場します。

一〇七隻のボート整備もすでに完了し、みなさんのご利用をお待ちしています。

料金（三十分間）

大型ボート　六十円

小型ボート　五十円

青果物消費者サービスデー

3月6日(木)　3月20日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売

2月25日(火)

黄色いノボリのお店で

魚の消費者サービスデー

2月26日(水)　3月12日(水)

濃紺のノボリのあるお店で

消費者生活専用苦情電話

262―9669

ビル建設で
テレビ映りが悪くなったら

千代田区で最も多いビル陰障害

テレビの映りが悪くなった場合隣、近所のテレビの状態を確かめてみて同じように悪い状態であれば、「電波障害」と判断してよいでしょう。

「電波障害」は電波が伝わる途中で発生する障害で、その原因にはいろいろありますが、最近千代田区で最も多いのが、ビル建設によるいわゆる「ビル陰障害」といわれているものです。

ビル等が建った場合、電波障害を受ける範囲は、図のように電波の来る方向からみてビルの後方に、ビルの高さの数倍程度の距離の範囲におよび、映像が二重三重になるゴースト障害が発生し、ビルに近いほど障害の程度が強くなります。一方、これと反対側で起こる反射障害は、建物の構造とか材質などにより、障害の状況が一様ではありません。

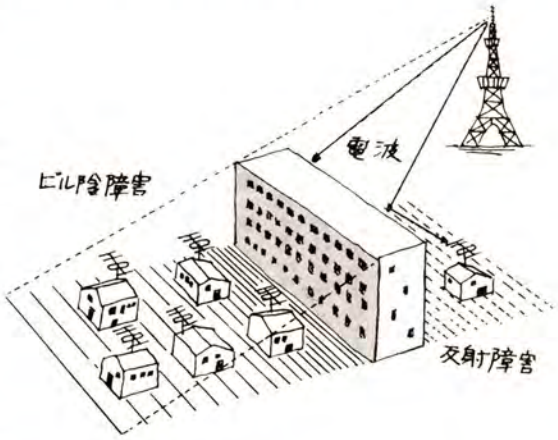

なるべく早く建築主と話合いを

障害を除去するには、ビルの屋上に親アンテナをとりつけ、各家庭へ有線で分配するか、家庭のアンテナを性能のよいものに取替えるなどの方法があります。

このような電波障害の改善責任は、法律上の明確な規定は今のところありませんが、最近では、原因者の責任によって解決をはかることが社会的に定着してきています。

したがって、解決は建築主と被害者との話合いが基調になります。

一般に、障害が解決されない原因としては、建築主に関心がない、被害者が建築主に何も意志表示をしない。また、意思表示をしても建築主に理解がなく経済的負担を回避する、などの場合があります。

そこで、円満に早く解決するには、被害が発生した場合はできるだけ早く建築主と相談することが大切です。また、あらかじめ障害が予測できる場合は、早目に建築主と解決方法を協議しておくとよいでしょう。

電波障害についての問合せは

NHK東京営業局営業技術部☎465―一一一か区役所建築課内線三三五・公害対策課規制係へ

3月の休日診療当番医

2日	神田医院	鍛冶町1－8－14	252-8876
	麹町胃腸クリニック	麹町3-4啓ビル3F	264-0080
9日	那須医院	神田神保町1－14	291-0662
	東京警察病院	富士見2－10－41	263-1371～4
16日	神田クリニック	内神田3－15－4	252-0621
	飯田橋診療所	飯田橋3－6－11	261-7880
21日	長竹医院	外神田3－4－15	251-3136
	浅井医院	麹町4-2万力屋ビル	261-0453
23日	田崎医院	神田佐久間町2-13	866-3058
	小川医院	飯田橋1－10－7	261-1413
30日	山崎医院	神田神保町2－2	261-2588
	井関医院	九段北2－3－26	261-3641

- 診療時間は午前9時から午後5時までです。
- 健康保険証は必ずお持ちください。
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

寄付

金三十万円

社会福祉事業資金として

外神田二―十―七 **湯浅初子殿**

大気のよごれ1月の数値

○**亜硫酸ガス(SO_2)**

区役所前…0.03 p.p.m.

○**一酸化炭素(CO)**

区役所前…2.9 p.p.m. 神保町交差点…7.0 p.p.m.

環境基準

亜硫酸ガス(SO_2)→1日平均値が0.04p.p.m.以下

一酸化炭素(CO)→8時間平均が20p.p.m.以下

建設工事の安全と公害防止の講習会

●3月4日、区役所で

区では、建設工事を施行するひとたちを対象に、事故の安全や公害の防止についての講習会をつぎのとおり開催します。

とき　三月四日（火）午後十二時三十分～四時四十分

会場　区役所十階会議室

内容　「建設工事における振動規制について」――講師　東京都公害局　内野光男氏

「建設技術者のための安全管理」――講師　東京労働基準局安全課長　加来利一氏

問合せ　土木部管理課調整係

確定申告は三月十五日までに

所得税・個人事業税・特別区民税・都民税の申告書は、二月十六日から受付けています。三月にはいると大変混み合います。なるべく早目に申告してください。

申告するときに、次のことをお願いします。

・氏名にはフリガナを

・土地、家屋の譲渡所得のあるひとは、分離課税用の確定申告を

・給与の収入が八〇〇万円をこえるひと、給与以外の所得が十万円をこえるひとは確定申告を提出は住所地の税務署へ

・所得税の振替納税をするひとは「振替用納付書」と申告書の提出をいっしょに

申告書提出先

・所得税　麹町・神田税務署

・特別区民税・都民税　区役所税務課

・個人事業税　千代田都税事務所

なお、確定申告書の「住民税事業税欄」に記入したひとは、特別区民税・都民税・個人事業税の申告は必要ありません。ただし五十年一月一日現在の住所は必ず記入してください。

また次の場所で所得税の無料相談所を開いています。どうぞご利用ください。

○麹町税務経営指導所

六番町一☎（二六四）〇〇四九

○製本会館

神田錦町一―五☎（二九三）七八六一

問合せ

税務課課税第一係

麹町税務署☎二九四―四五五一

神田税務署☎二九四―四八一一

入札参加願いを受付けています

3月15日まで

昭和五十年度に、工事請負、物品の供給など区と取引きをしたい方の入札参加願いをつぎのとおり受付けをしています。

受付期間　三月十五日（土）まで午前九時三十分～午後四時（土曜日は午前十一時三十分まで）

用　紙　都と同一様式。財務課契約係にもあります。

受付・問合せ　財務課契約係

十六ミリ発声映写機検査と登録

十六ミリ発声映写機の検査と登録を行ないます。

この検査と登録が済んでいないと公立フィルム・ライブラリーでの利用ができません。

と　き　三月十八日（火）から三月二十日（木）まで

ところ　区立千代田図書館四階視聴覚ホール

費　用　無　料

持参するもの　(1)映写機一式（本体、スピーカー、コード）(2)登録する人の印鑑。

映写機は必ず手入れを済ませてから持ってきてください。

問合せ　千代田図書館視聴覚係

三月の野外こども会

（児）は児童遊園です

四日　佐久間公園　岩本町三丁目（児）

五日　西神田公園　錦華公園

六日　心法寺（児）　平河町（児）

十日　東郷公園　富士見出張所下ピロティー

十一日　竜閑（児）　神田公園

十二日　淡路公園　芳林（児）

十三日　北の丸公園皇宮警察寮　神三（児）

十四日　錦華公園　西神田公園

十八日　平河町（児）　心法寺（児）

二十日　芳林（児）　佐久間公園

二十五日　神三（児）　北の丸公園　皇宮警察寮

二十六日　神田公園　淡路公園

二十七日　富士見出張所下ピロティー　東郷公園

時間はいずれの会場も午後二時から。雨天・強風の場合は中止。

心身障害者の集い

と　き　三月九日（日）午後一時

ところ　富士見福祉会館（国電・地下鉄・バスとも飯田橋下車）

内　容　歌謡万才・映画「木枯し紋次郎」

くわしくは福祉会館（富士見二―三―六☎二六二―一〇四五）まで

三月の老人のつどい

富士見出張所地区――――五日　富士見福祉会館

番町出張所地区――――十日　番町区民会館老人娯楽室

神保町出張所地区――――十一日　神保町区民会館老人娯楽室

万世橋出張所地区――――十二日　万世橋区民会館老人娯楽室

神田公園出張所地区――――十五日　神田公園区民会館老人娯楽室

和泉橋出張所地区――――十五日　和泉橋区民会館区民集会室

時間は、いずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

児童館だより（三月）

●神田児童館

ちびっこ村のひなまつり　三月一日（土）二時から。

歌・人形・劇・マジックなど、げきだん童心座がやってきます。

●西神田児童館

ひなまつり子ども会三月一日（土）

遊戯室では、サンドバック、相撲マット、竹馬などの遊びをします。

●富士見児童館

映画会　三月八日（土）二時から

題名「素晴らしい風船旅行」

●法律・人権問題の無料相談●●●

区では、法律・人権移動相談をつぎの日程で開設します。お気軽にご利用ください。なお、当日一般相談も行ないます。

とき 二月二十七日（木）午前十時から十二時、午後一時から午後四時

ところ 和泉橋区民会館

費用 無料

法律相談＝借地・借家・金銭貸借・相続など法律上のこと（担当弁護士）

人権相談＝人権侵害など身の上に関すること（担当人権擁護委員）

一般相談＝区政に対する要望意見、日常生活一般（担当　区職員）

問合せ 区民課区民相談係

気軽にどうぞ＝〈無料健康相談〉

区では、国民健康保険の被保険者と一般区民を対象に、つぎのとおり無料健康相談を行ないます。どうぞ気軽にご利用ください。

とき 三月十日～三月十五日

時間は、取扱っている病院診療所の診療時間内

場所 「千代田区国保健康相談所」の表示のある病院・診療所

内容 問診、尿検査、血圧測定、耳鼻咽喉・目の相談

相談を受けるときは、保険証を必ず持参してください。

問合せ 国民健康保険課資格係

●工場の経営診断 無料 を！

区では工場の経営相談を無料で行ないます。

資材、金融、得意先対策、生産管理など一つ一つ細かく専門家がアドバイスをします。

診断工場数 十工場（先着順締め切り）

申込み・問合せ 三月一日（土）までに商工課商工係まで。診断結果は秘密を守ります。

まごころを贈りましょう
――過剰包装追放――

34 火事と町の異動

「火事と喧嘩は江戸の花」といわれるくらい江戸は火事の多い町でした。江戸時代の麹町と神田の大きな火災だけでも百八十回近く記録されています。

火事がひんぱんに起きる江戸では火災防止が都市計画の重点目標となっていました。

このため江戸の町は非常に複雑な動きをしています。

とくに神田地区は町の異動が大変激しい地区でした。これは江戸の町の異動経路に神田が当っていたためで、そのため現在の神田の各町の沿革はもちろんのこと、各時代の神田の町の異動を系統的に説明することは非常に困難です。

たとえば天和二年（一六八二）江戸市中の大半を焼いた大火のあと、神田川北岸と神田橋外から今川橋に至る防火土手の両側に火除けのためのあき地を設けています。

この結果、神田馬喰町、田所町、岩本町などの町は天和三年に深川に移されました。また反対に柳原町や徳右衛門町（豊島町・竜閑町）、松本町（小川町あたり）などは本所から神田に戻っています。しかし元禄六年（一六九三）ふたたび柳原のこれらの町は本所に移転を命せられています。

このような例をはじめとして、江戸の町はあちこちに異動させられています。そしてその基準とか移動経路とかの原則的なものはまったく認められません。そのうえひとつの町がまとまって異動するとは限らず、分割されて違う場所に異動することもありました。

異動の原因をしいてあげれば、大火のつど幕府の復興命令にしたがって異動する場合がもっとも多いケースです。

このようなことから各町の沿革を説明しても、特別そこには重要な意義は出てきません。麹町地区は別として、神田地区とくに町地は、文字どおり市民と火災との戦いというほど頻発した火事によって町の様子は変っていきました。

このように町の異動が激しくなると町の区画はきわめて複雑なものになります。町は何町何丁目だけではすまないで、「代地」とか「元地」というようにいろいろな名称を冠した町地がでてきました。

また、それぞれに権利関係の異なる町があったわけですが、これらが整理され一元化されたのは明治維新になってからです。

現在の神田の街並み。これらの町ごとにそれぞれの歴史があります。

区民の施設

その1

区には、区民のみなさんに利用していただくために、いろいろな施設があります。
その中には、いつでも自由に利用できるもの、あらかじめ申込んでから利用するもの、利用できるひとが決っているものなどいろいろあります。
そこで、各施設の利用方法などを今号と次号の二回にわけてご紹介します。

千代田荘　神奈川県足柄下郡箱根町強羅字向山1320番275（箱根登山鉄道強羅駅から徒歩5分）

〔問合せ〕区民課区民係　☎264－0151　内線272・273

四季を通じて美しい自然にかこまれ、早雲山・早川渓谷など箱根の探勝・登山・ハイキング・つり・スケートの足場としては絶好の、温泉のある保養所です。

定　員　141名（37室）各室テレビ付
設　備　ロビー・浴室（男女各2）・卓球室・休けい室
利用資格　区内に住んでいるひとか勤めているひと
申込み　毎月1日（日曜・休日の場合は翌日）午前10時から公会堂で、翌月分の抽せんを行ないます。（2泊3日まで）なお、あき室のあるときは使用する2日前まで受付けます。
料　金　3歳以下は無料

	大人（12歳以上）	小人（4～11歳）	利用時間
宿泊 1泊2食付	850円	650円	とまる日の午後3時からかえる日の午前10時まで
休憩	100円	50円	午前11時から午後3時まで

（注）料金については、いろいろと検討していますが、決まり次第「区のおしらせ」に掲載します。

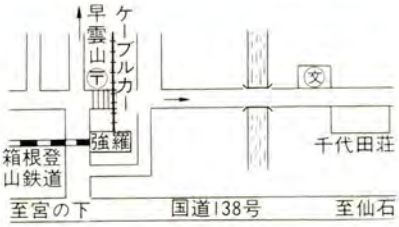

千鳥ケ淵ボート場　三番町2番地先　☎264－1943

〔問合せ〕商工課観光係　☎264－0151内線283

区民ばかりでなく都民のいこいの場として親しまれているボート場です。
現在は休場中ですが、3月1日から開場しますので、ご利用ください。

営業時間　午前9時30分から午後5時まで
（季節により営業時間の変更があります
12月16日から翌年2月末日まで休場します）
料　金　2人乗50円（30分）3人乗60円（30分）

区民の施設

その1

区民会館

区民会館は、地域のひとたちの会合やだんらん、いこいの場として、各出張所に併設されています。
施設の内容は、区民会館によって多少ちがいますが区民集会室・婦人集会室・婦人教養実習室・老人娯楽室・商工青少年ホールなどの設備があります。
また、春と秋には婦人教養講座（書道・料理・着付・華道など）も開かれています。

区民会館名	所在地	電話	区民集会室	婦人集会室	婦人教養実習室（料理教室）	老人娯楽室	商工青少年ホール	その他
番町区民会館	麹町2－14	263-3831	和室 44畳 舞台付 80人	和室30畳 50人		和室30畳、洋室108㎡	音楽鑑賞室 読書室 卓球台（1台）	
富士見区民会館	富士見1－6－7	263-3841	和室31.5畳 舞台付 50人	和室12畳 15人	洋室 24人			
神保町区民会館	神田神保町2－40	263-0741	和室 48畳 舞台付 80人	和室16畳 25人	洋室 24人	和室33畳		
神田公園区民会館	神田司町2－2	252-7691	27畳 舞台付 50人			和室27畳	音楽鑑賞室 読書室 卓球台（1台）	
万世橋区民会館	外神田1－1－11	251-4691	和室 39畳 舞台付 70人	和室16畳 25人	洋室 36人	和室39畳	音楽鑑賞室 読書室	講堂兼会議室 洋室93㎡ 70人
和泉橋区民会館	神田岩本町15	253-4931	和室 40畳 舞台付 80人	和室20畳 30人	洋室 24人		音楽鑑賞室 読書室 卓球台（2台） 談話室	
丸の内区民集会室	丸の内3－6－9	212-1900	洋室 37㎡ 26人					

	用途	利用時間	利用できるひと	利用の手続き	休館日	使用料
区民集会室	集会や会議などに利用できます。	午前9時～午後9時	区民のひとと、区内に勤めているひと	利用申込書を出張所に提出して利用承認書の交付を受けてください	年中無休（丸の内区民集会室と万世橋区民会館の講堂兼会議室は日曜・休日・年末年始休館）	各集会室によりちがいますが2時間で、300円から 700円程度です。（夜間は5割増）
婦人集会室	区内に住む婦人を対象にした施設です。	同上	区内に住んでいる婦人	同上	日曜・休日・年末年始	無料
婦人教養実習室（料理教室）	料理講習会などができるようにクッキ゛゛の設備がととのって す。	一上	同上	同上	同上	無料
老人娯楽室	区内に住むおとしより（60歳以上）が自由に利用できる施設で自動あんま機・ステレオ・囲碁・将棋などがあります。	午前9時～午後5時	区内に住んでいるおとしより（60歳以上）	あらかじめ出張所で利用登録をしておけば自由に利用できます。	同上	無料
商工青少年ホール、	中小企業に勤めているひとが自由に使える施設です。	平日：午後1時～午後9時 日曜：午前9時～午後5時	区内に在住・在勤の中小企業の企業主・従業員	同上	月曜・休日・年末年始	無料

番町区民会館

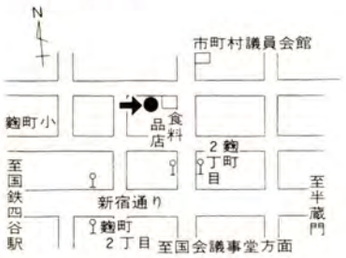

神保町区民会館

富士見区民会館

神田公園区民会館

和泉橋区民会館

万世橋区民会館

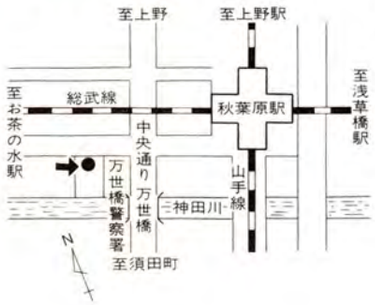

丸の内区民集会室

・利用の受付けは利用日の前月1日から利用日の前日までです。（申込書は、各出張所にあります。）
・利用時間には、準備とあと片付の時間が含まれます。
・利用時間その他についていろいろと検討していますが、決まり次第「区のおしらせ」に掲載します。

区民の施設

その1

外濠公園総合グランド　五番町先（国電四ッ谷駅徒歩5分）　事務所☎341−1731

〔問合せ〕公園河川課工務係☎264−0151 内線304・306

外濠公園総合グランドは、グランドとテニスコートがあります。グランドは、陸上競技場と野球場として使用でき、700人の観客席とナイター設備もととのっています。1月から3月までは休場しています。

■グランド

グランドを運動場・競技場として利用するとき

使用時間　午前9時〜午後5時
（午前3時間　午後4時間　全日8時間）

使用料

	午前 9：00〜12：00	午後 1：00〜5：00	全日 9：00〜5：00
都内小・中学校	900円	1,100円	2,000円
学校・青年団体等	1,300円	1,700円	3,000円
一般	3,000円	4,000円	7,000円

申込み　使用する前月20日午前9時15分から区役所4階公園河川課工務係で抽せんで申込みの順番を決めます。（20日が日曜日のときは翌日）

グランドを野球場として利用するとき

利用時間　2時間単位　ナイターは午後5時〜9時
4　月　午前9時〜午後9時
5月10日　午前6時〜午後9時
11〜12月　午前9時〜午後5時

使用料　1時間300円　土曜・日曜・休日は350円
ナイターは300円加算（照明料）

申込み　使用する前月25日午前10時から区役所で抽せんで申込みの順番を決めます。
（25日が土・日曜日のときは月曜日）
毎月第1日曜日の日中8時〜4時は少年（小・中学生）のみに貸出します。申込みは前月25日午後4時です。

■テニスコート（2面）

使用時間　午前9時〜午後5時：1時間単位で4時間まで
ナイター（4月〜10月）：午後5時〜午後9時：2時間単位で4時間まで

使用料　1時間（1面）300円
ナイターは100円加算（照明料）

申込み　使用する前月25日午後1時30分から区役所で抽せんで申込みの順番を決めます。（25日が土・日曜日のときは翌月曜日）

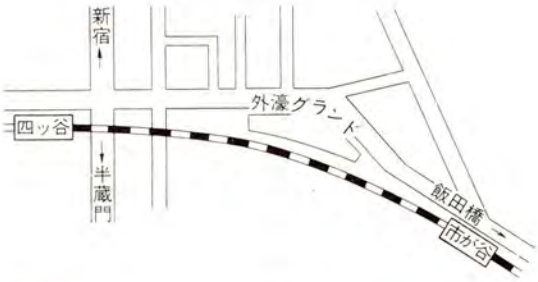

公会堂　九段南1−6−17　（九段下交差点から竹橋方面へ徒歩3分、区役所隣り）☎261−1772（直）

〔問合せ〕区民課公会堂係☎264−0151内線268・269

講演会・映画会・舞踊会・音楽会・式典などに利用できます。

定員　900名

設備　舞台設備・照明設備・ピアノ・音響設備・映写設備・その他

申込み　使用日の6か月前から

使用料　（付帯設備使用料は別料金）

料金＼時間	午前 9：00〜12：00	午後 1：00〜4：30	夜間 5：30〜9：00	全日 9：00〜9：00
平日	12,000円	25,000円	35,000円	65,000円
土・日・休日	15,000円	30,000円	40,000円	75,000円

使用時間にはあと片付に要する時間が含まれます。